

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月30日議会告示第2号
改正 令和7年1月9日議会告示第1号
改正 令和7年12月25日議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号。以下「条例」という。）第52条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号

- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が

発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（別記様式第1号）を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

- 第9条** 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（別記様式第2号。以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集方法
 - (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (8) 個人情報を議会以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
 - (9) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
 - (10) 個人情報取扱事務の根拠法令等
 - (11) 個人情報の処理形態
 - (12) オンライン結合による提供の有無
 - (13) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
 - (14) 他法令等による開示等の制度の有無
- 2 議長は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 議長は、登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事務
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務
 - (3) 議会の事務局の職員（以下「職員」という。）又は職員であった者に係る事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものを用いて行うもの（職員の採用試験に関するものを含む。）
 - (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するものを用いて行う事務
 - (5) 1年以内に消去することとなる情報のみを用いて行う事務
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する情報に関する事務であって、当該情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が1,000人以上となる事務
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、議長は、第1項第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。

（保有個人情報開示請求書）

第10条 条例第19条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第3号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書、第22条に規定する保有個人情報訂正請求書又は第26条に規定する保有個人情報利用停止請求書（以下この条及び次条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条及び次条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報開示請求書補正要求書等）

- 第12条** 条例第19条第3項、第32条第3項又は第39条第3項の規定による開示請求書等の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正要求書（別記様式第4号）によってするものとする。
- 2 前項の規定により開示請求書等の補正を求められた開示請求者等が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正書（別記様式第5号）によってしなければならない。

（開示決定の際に通知すべき事項）

- 第13条** 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

（保有個人情報開示決定通知書等）

- 第14条** 条例第24条第1項の規定による通知（以下「開示決定通知」という。）は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第6号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記様式第7号）
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第8号）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定期間延長通知書等）

- 第15条** 条例第25条第2項、第35条第2項又は第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示（訂正・利用停止）決定期間延長通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定期間特例延長通知書）

- 第16条** 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書（別記

様式第10号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示に関する照会書等)

- 第17条** 条例第27条第1項の規定による通知を書面により行うとき、及び同条第2項の規定による通知を行うときは、保有個人情報の開示に関する照会書(別記様式第11号)によるものとする。
- 2 条例第27条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書(別記様式第12号)によらなければならない。
- 3 議長は、条例第27条第1項及び第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するか及びその理由
- 6 条例第27条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

(開示の実施)

- 第18条** 条例第28条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付(同項の議長が定める方法を含む。)の部数は、開示決定通知に係る保有個人情報1件につき1部とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

- 第19条** 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、電磁的記録を議会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複製したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

(開示の実施の方法等の申出)

- 第20条** 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第14号)によるものとする。
- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(保有個人情報の写しの交付に要する費用の額等)

- 第21条** 条例第30条の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要す

る費用とする。

- 2 前項の保有個人情報の写しの作成に要する費用は、別表に定める額とし、同項の保有個人情報の写しの送付に要する費用は、郵便等の実費とする。
- 3 第1項の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（保有個人情報訂正請求書）

第22条 条例第32条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第15号）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第23条 条例第34条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第16号）
 - (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書（別記様式第17号）
- 2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書等）

第24条 条例第36条第1項及び第43条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正（利用停止）決定期間特例延長通知書（別記様式第19号）により行うものとする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第25条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第26条 条例第39条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第21号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第27条 条例第41条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第22号）
 - (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書（別記様式第23号）
- 2 条例第41条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記様式第24号）により行うものとする。

（諮問書等）

第28条 条例第45条第1項の規定による諮問は、諮問書（別記様式第25号）により行うものとする。

- 2 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

（審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書）

第29条 条例第46条において準用する条例第27条第3項の規定による通知は、審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

（施行の状況の公表）

第30条 条例第51条の規定による施行の状況の公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（宮崎県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止）
- 2 宮崎県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成17年宮崎県議会告示第6号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宮崎県議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和7年1月9日議会告示第1号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和7年12月25日議会告示第3号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別表（第21条関係）

保有個人情報の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 複写機により複写したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ マイクロフィルム（印刷物として出力したものに限る。）	1枚につき 30円
	エ アからウまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの（単色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 10円
	イ 印刷物として出力したもの（多色刷りで、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。）	1枚につき 30円
	ウ 光ディスク（CD—R700メガバイト）に複写したもの	1枚につき 80円
	エ 光ディスク（DVD—R4.7ギガバイト）に複写したもの	1枚につき 100円
	オ アからエまでに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。

別記

様式第1号（第8条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に含まれる要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）
記録情報の経常的提供先の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）
	（所在地）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）
備考	

様式第2号（第9条関係）

個人情報取扱事務登録簿

事務番号		登録年月日		変更年月日	
区分	<input type="checkbox"/> 全庁共通事務	登録所管課			
	<input type="checkbox"/> 固有事務	個人情報保有課			
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報取扱事務の根拠法令等					
個人情報の対象者の範囲					
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
個人情報の記録項目	基本的事項	家庭・経済	社会生活	要配慮個人情報	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴（ <input type="checkbox"/> うち社会的偏見のある疾病） <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
個人情報の収集方法		〈収集先〉 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内部での利用			
		本人以外 の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		〈収集方法〉 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の経常的な提供の有無及びその提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [<input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外] 【根拠：条例第12条第2項 () 該当】 経常的な提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない (手作業処理のみ)	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (委託内容：)			
他法令等による開示等の制度の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (法令等の名称：)			

保有個人情報開示請求書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏 名
住所又は居所
(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
連絡先

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 請求する保有個人情報の内容	(開示を請求する保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
2 求める開示の実施の方法等	文書、図画及び写真	1 閲覧 2 写しの交付
	電磁的記録	1 印刷物として出力したもの等の閲覧 2 専用機器により再生したもの等の閲覧、視聴又は聴取 3 印刷物として出力したもの等の交付 4 光ディスク等に複写したもの等の交付
3 郵送による交付の希望及び郵送方法	郵送による交付の希望	1 有 2 無
	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)
4 開示請求者の本人確認等に必要事項	開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
	開示請求者の本人確認書類	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 その他 () ※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し(30日以内に発行されたもの)を添付してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

5 本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	連絡先
6 請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
	任意代理人が請求する場合	1 委任状 2 その他 ()

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担 当 部 局	電話 () - 内線
備 考	※ 郵送による開示請求の場合 本人又は代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()

様式第4号（第12条関係）

保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正要求書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで提出のあった保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書については、不備があると認められますので、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第19条第3項（第32条第3項、第39条第3項）の規定により、次のとおり補正を求めます。

1 補正を求め る事項	
2 補正の期限	年 月 日
3 補正の方法	
4 補正の参考 となる情報（ 開示請求書の 場合）	
5 担当部局	電話（ ） - 内線
6 備 考	

（注） この補正に要した日数は、条例第25条第1項（第35条第1項、第42条第1項）に規定する開示（訂正・利用停止）決定等の期間に算入されません。

様式第5号（第12条関係）

特定個人情報

保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏 名

住所又は居所

（代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付け ー で要求のあった保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書の補正については、次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

（注） 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第6号(第14条関係)

保有個人情報開示決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容			
2 開示の実施の方法等	開示の実施の方法等		
	事務所における開示を実施することができる期間及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
		場所	
	写しの送付を希望する場合の費用等	準備に要する日数	
送付に要する費用等			
3 開示請求に係る 保有個人情報の利用目的			
4 担 当 部 局	電話 () - 内線		
5 備 考			

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県議会議長が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 閲覧若しくは写しの交付により開示の実施を受ける場合又は開示の実施の方法等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。
 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。
 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注)2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示してください。
 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注)2及び3の手続は不要です。

様式第7号（第14条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の実施の方法等	開示の実施の方法等		
	事務所における開示を実施することができる期間及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
		場所	
	写しの送付を希望する場合の費用等	準備に要する日数	
送付に要する費用等			
3 開示請求に係る保有個人情報の利用目的			
4 不開示とした部分とその理由			
5 担当部局	電話 () - 内線		
6 備考			

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

- (注) 1 閲覧若しくは写しの交付により開示の実施を受ける場合又は開示の実施の方法等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）を係員に提示してください。
- 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注) 2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示してください。
- 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注) 2及び3の手続は不要です。

様式第8号（第14条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容	
2 開示をしない理由	
3 担当部局	電話（ ） — 内線
4 備考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第9号（第15条関係）

保有個人情報開示（訂正・利用停止）決定期間延長通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示（訂正・利用停止）については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第25条第2項（第35条第2項、第42条第2項）の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示（訂正・利用停止）請求に係る保有個人情報の内容	
2 条例第25条第1項（第35条第1項、第42条第1項）の規定による決定期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
3 延長後の決定期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
4 延長の理由	
5 担当部局	<p style="text-align: center;">電話（ ） ー 内線</p>
6 備考	

様式第10号（第16条関係）

保有個人情報開示決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容	
2 条例第25条第1 項の規定による決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 保有個人情報の うち相当の部分に つき決定をする期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 保有個人情報の 残りの部分につき 決定をする期限	年 月 日
5 条例第26条第1 項の規定を適用す る理由	
6 担 当 部 局	電話（ ） — 内線
7 備 考	

様式第11号（第17条関係）

保有個人情報の開示に関する照会書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、次のとおり（あなた・貴 ）に関する情報が記録されている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することに関しての御意見があれば、年 月 日までに、別添「保有個人情報の開示に関する意見書」により意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、御意見がないものとして取り扱います。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求があった日	年 月 日
3 条例第27条第2項各号の規定に該当する場合の適用区分及びその理由	適用区分 1 第1号 2 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に記録された（あなた・貴 ）に関する情報の内容	
5 担当部局	電話（ ） - 内線
6 備考	

様式第12号（第17条関係）

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

宮崎県議会議長

殿

氏 名

住 所

（法人の場合にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付け ー で照会のあった件については、次のとおりです。

1 保有個人情報を開示されることについて反対する意思の有無	有 ・ 無
2 開示されることに反対する部分及びその理由	(開示されることに反対する部分) (理由)
3 保有個人情報の開示に関する意見	

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第13号（第17条関係）

保有個人情報の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで照会した保有個人情報の開示については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、同条例第27条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 開示決定をした 日	年 月 日
3 決 定 の 内 容	
4 開示する部分に 記録された（あな た・貴 ）に関 する情報の内容	
5 決 定 の 理 由	
6 開示を実施する 予定日	年 月 日
7 担 当 部 局	電話（ ） — 内線
8 備 考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第14号（第20条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

氏 名

住 所

（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

連絡先

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報 開示決定（部分 開示決定）通知 書の文書番号		
2 求める開示の 実施の方法	文書、図画 及び写真	1 閲覧 2 写しの交付
		1 開示決定（部分開示決定）のあった保有個人情報全て 2 開示決定（部分開示決定）のあった保有個人情報のうち一部 （ ） ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
	電磁的記録	1 印刷物として出力したもの等の閲覧 2 専用機器により再生したもの等の閲覧、視聴又は聴取 3 印刷物として出力したもの等の交付 4 光ディスク等に複写したもの等の交付
		1 開示決定（部分開示決定）のあった保有個人情報全て 2 開示決定（部分開示決定）のあった保有個人情報のうち一部 （ ） ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
3 開示の実施を 希望する日	年 月 日 午前・午後	
4 郵送による交 付の希望の有無 及び郵送方法	郵送による交付の希望	1 有 2 無
	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取（特例型）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

宮崎県議会議長

殿

氏 名
住所又は居所
(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
連絡先

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
2 訂正請求に係る保有個人情報の内容	開示決定（部分開示決定） 通知書の文書番号	
	開示を受けた保有個人情報の名称等	
3 訂正請求の趣旨及び理由		
4 訂正請求者の本人確認等に必要な事項	訂正請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
	訂正請求者の本人確認書類	1 個人番号カード 2 運転免許証 3 その他 () ※ 郵送による請求の場合は、加えて住民票の写し（30日以内に発行されたもの）を添付してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

5 本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 (年 月 日生) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	連絡先
6 請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ()
	任意代理人が請求する場合	1 委任状 2 その他 ()

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担 当 部 局	電話 () - 内線
備 考	※ 郵送による訂正請求の場合 本人又は代理人の訂正請求の意思を確認した日時及び方法 日時 () 方法 ()

様式第16号（第23条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 訂正の内容及び 理由	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担 当 部 局	電話（ ） — 内線
5 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第17号（第23条関係）

保有個人情報部分訂正決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり一部の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容及び 理由	
3 訂正年月日	年 月 日
4 訂正をしない部分 及びその理由	(訂正をしない部分) (理由)
5 担当部局	電話 () - 内線
6 備考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第18号（第23条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担 当 部 局	電話 () - 内線
4 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第19号（第24条関係）

保有個人情報訂正（利用停止）決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正（利用停止）については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第36条第1項（第43条第1項）の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 訂正（利用停止） 請求に係る個人情報 報報の内容	
2 条例第35条第1項 （第42条第1項）の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期 限	年 月 日
4 条例第36条第1項 （第43条第1項）の 規定を適用する理由	
5 担 当 部 局	電話（ ） — 内線
6 備 考	

様式第20号（第25条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



（あなた・貴 ）に提供している次の保有個人情報については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 訂正請求者の氏 名等保有個人情 報を特定するた めの情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

様式第22号（第27条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容及び理由	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当部局	電話（ ） ー 内線
5 備考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第23号（第27条関係）

保有個人情報部分利用停止決定通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容及び理由	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 利用停止をしない部分及びその理由	(利用停止をしない部分) (理由)
5 担当部局	電話 () - 内線
6 備考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第24号（第27条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県議会議長



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止については、宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担当部局	電話（ ） — 内線
4 備考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県議会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第25号（第28条関係）

諮 問 書

文書記号及び文書番号
年 月 日

宮崎県個人情報保護審議会
会長 様

宮崎県議会議長



宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 条第 項の決定について、次のとおり審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 決 定 の 内 容	
3 審査請求があっ た日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 担 当 部 局	電話（ ） ー 内線
6 備 考	

様式第26号（第28条関係）

諮 問 通 知 書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県議会議長



宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 条第 項の決定に係る審査請求について、同条例第45条第 1 項の規定により次のとおり宮崎県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 審査請求があっ た日	年 月 日
3 審査請求の趣旨	
4 諮問をした日	年 月 日
5 担 当 部 局	電話 () - 内線
6 備 考	

様式第27号（第29条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号
年 月 日

様

宮崎県会議長



宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第24条第 項の決定に係る審査請求については、次のとおりとすることとしましたので、条例第46条第1項において準用する条例第27条第3項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示決定をした日	年 月 日
3 審査請求に対する決定の内容	
4 開示する部分に記録された（あなた・貴 ）に関する情報の内容	
5 決定の理由	
6 開示を実施する予定日	年 月 日
7 担当部局	電話（ ） － 内線
8 備考	

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県会議長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。